

企業主導型保育事業について

内閣府子ども・子育て本部

企業主導型保育事業の実施状況及び中小支援策について

平成30年度予算 1,697億円(平成29年度予算 1,309億円)

平成29年度助成決定 (注) 2,597 施設 59,703 人 (定員)

(注) 平成30年3月31日現在 平成28年度からの継続分含む

(参考)平成28年度助成決定 871施設 20,284人分 (定員)

中小企業向けの支援策について

中小企業の活用促進のため、平成30年度において、以下の支援策を実施。

(1) 企業自己負担分(年間運営費に対する割合)を軽減する。
5% ⇒ 3%



(例)年間運営費4,000万円の施設の場合、年間約200万円→約120万円に軽減

(2) 防犯・安全設備に係る投資促進を図るため、防犯・安全対策強化加算の単価を増額する。
10万円/年 ⇒ 20万円/年



(3) 共同利用・共同設置の際の連携費用として整備費に100万円を加算する。



(4) その他、普及促進の強化を図る。
・ 説明会等の実施
・ 好事例集の作成

企業主導型保育事業における指導・監査の状況について

目的

- 企業主導型保育施設における適正な保育内容及び保育環境の確保のため、公益財団法人児童育成協会において、「企業主導型保育事業指導・監査実施要領」に基づき、計画的かつ継続的な指導監査を行い、もって利用児童の安全確保及び適正な施設運営を図る。

実施状況（上半期分）

- 指導・監査の対象施設

平成29年度中に運営している施設は原則として、立入調査の対象（開所後間もない施設は除く）。

助成年度	助成決定施設数 (平成29年2月28日現在)	平成29年度の 指導・監査対象施設	上半期の実施件数 (平成29年4月～9月)
合計	2,365施設	801施設	432施設

※うち、303施設において指摘事項有。（全ての施設において改善報告書提出済）

※上半期の実施状況については、企業主導型保育事業ポータルサイト上で公表。

募集期間

6月15日（金）～7月31日（火） 17：30まで（期限厳守）

募集枠

2万人分程度（※）

※引き続き企業等の関心が高いことから、応募状況や子育て安心プランの進捗状況を踏まえ、助成決定を行う。

今年度募集の基本的な方針

1. **助成金の申請に当たり、事前に事業者が地方公共団体等へ確認する事項の明確化**
 - 従前から事業者へ確認を求めてきた事項について、今般明確化し、申請の前提とする。
2. **募集枠を上回る多数の申請があった場合、児童育成協会に設置する審査会において審査・選定を行った上、助成決定**
 - 児童育成協会に設置を予定している審査会において、申請内容が本事業の目的である多様な働き方に応じた保育を提供するものであるか、待機児童対策に貢献するものであるかなどの観点から審査・選定を行った上、助成決定を行う。

基本的な方針

1. 助成金の申請に当たり、事前に事業者が地方公共団体等へ確認する事項の明確化

- 従前から事業者へ確認を求めてきた事項について、今般明確化し、申請の前提とする。



以下の事項について、事前確認が出来ている申請のみ受付

具体的内容

- 地方公共団体において定める認可外保育施設の設置基準に適合していること。
- 保育施設の設置場所が市街化調整区域に当たらないこと。または、市街化調整区域に当たる場合であっても、地方公共団体において保育施設の設置が認められていること。
- 保育施設の用途変更の必要性を確認していること。用途変更が必要な場合（床面積が100㎡超の場合など）には、用途変更が可能であること
- 避難経路及び避難口誘導灯の設置、消防用設備について、消防法や条例等の基準を満たしていること。
- 調理施設について、施設定員に応じた食品衛生法等の基準を満たしていること。
- 地域枠を設定する場合、当該地域の保育ニーズを踏まえた設定とする観点から、地方公共団体に相談を行っていること。
- 社会保険料（子ども・子育て拠出金等）及び税金（所得税、法人税、事業税、住民税）を滞納していないこと。

※別途、地方公共団体に協力依頼通知を发出

基本的な方針

2. 募集枠を上回る多数の申請があった場合、児童育成協会に設置する審査会において審査・選定を行った上、助成決定

- 児童育成協会に設置を予定している審査会において、申請内容が本事業の目的である多様な働き方に応じた保育を提供するものであるか、待機児童対策に貢献するものであるかなどの観点から審査・選定を行った上、助成決定を行う。

具体的な内容

● 審査方法

審査は、今後、児童育成協会内に設置する予定である審査会で実施。

審査会は、個別の申請について、申請された事業の内容等により以下の要領で審査を行った上で、募集枠を踏まえ、選考を実施。

○ 事業内容等審査

共同利用の見込み、事業に要する費用、事業の持続可能性、保育の質の確保など事業計画の妥当性、また、保育事業者設置型にあっては保育事業の実績など、総合的に事業内容を審査。

なお、審査に当たっては以下の項目を優先的に考慮する項目とする。

○ 優先的に考慮する項目

優先的に考慮する項目	備考
① 多様な働き方に応じた保育の提供	早朝開所（7時以前開所）を実施する。 夜間開所（22時以降開所）を実施する。 休日開所を実施する。
② 待機児童対策への貢献	施設設置予定の市区町村における、認可保育所等への入所申込みを行ったが、入所できなかった人の数の多寡。
③ その他	中小企業による設置（※）（共同利用の相手先が確保されている場合には更に評価） ※中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第2条第1項に規定する中小企業及びこれに相当するものとして協会が定めるものをいう。